

第13期末曾谷地域森林計画書(案)等の修正箇所一覧表

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後
1	I 計画の大綱	第1 木曾谷森林計画区の概況	3	3 森林・林業の現状 (1)森林面積と蓄積 (表)民有林・国有林別の森林面積 記載内容の修正	修正しました。	民有林面積 683.486 ha 国有林面積 375.333 ha	民有林面積 684.081 ha 国有林面積 373.971 ha
2	I 計画の大綱	第1 木曾谷森林計画区の概況	3	3 森林・林業の現状 (3)樹種 (表)樹種の構成 記載内容の修正	修正しました。	その他針・天然林面積 452 ha ヒノキ・天然林蓄積 42,038 m ³	その他針・天然林面積 546 ha ヒノキ・天然林蓄積 14,584 m ³
3	I 計画の大綱	第1 木曾谷森林計画区の概況	4	4 計画区の課題 (3)その他 エ 野生鳥獣害対策 (注) 記載内容の修正	修正しました。	(注)市町村森林整備計画において、野生鳥獣による被害森林及び被害発生の恐れがある森林で、被害防止に関する事項を定めるとする区域	(注)市町村森林整備計画において、野生鳥獣による被害森林及び被害発生のおそれがある森林で、被害防止に関する事項を定めるとする区域
4	I 計画の大綱	第1 木曾谷森林計画区の概況	4	4 計画区の課題 (3)その他 エ 野生鳥獣害対策 (注) 記載内容に対する意見(表現の適正化)	意見に基づき修正しました。	(注)鳥獣害防止森林区域：市町村森林整備計画において、野生鳥獣による被害森林及び被害発生のおそれがある森林で、被害防止に関する事項を定めるとする区域	(注)鳥獣害防止森林区域：市町村森林整備計画において、野生鳥獣による被害森林及び被害発生のおそれがある森林で、被害防止に関する事項を定めるとする区域
5	I 計画の大綱	第3 計画樹立に当たったの基本的な考え方	4	4 計画区の課題 記載内容の修正	修正しました。	また、森林の有する機能毎の森林整備及び保全を図るため、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。	また、森林の有する機能毎の森林整備及び保全を図るため、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。
6	II 計画事項	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3	3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法	記載内容の修正	修正しました。	3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法
7	II 計画事項	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4	4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 (注)3天然生林 ※③:「天然力」 記載内容に対する意見(表現の適正化)	意見に基づき修正しました。	3 天然生林とは、主として天然力※③を活用することにより成立・維持される森林。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。 ※③:「天然力」とは、萌芽や、自然に散布された種子が発芽、生育することを指す。	3 天然生林とは、主として天然力※③を活用することにより成立・維持される森林。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。 ※③:「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽、生育することを指す。

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後		
8	II 計画事項	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源のの状態等	32	(注)2 記載内容の修正	修正しました。	育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為的に成立させ、維持される森林。	育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為的に成立させ、維持される森林。
9	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項	1	伐採	32	(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法【表3-2】主伐の留意事項 共通事項 記載内容の修正	修正しました。	② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。	② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。
10	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項	1	伐採	33	(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法【表3-2】主伐の留意事項 皆伐 記載内容の修正	修正しました。	② 自然的条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。	② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。
11	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項	2	造林	37	(1)人工造林 イ 人工造林の対象樹種及び植栽本数 記載内容の追加 確実な再生林の確保について記載を追加してはどうか。	育成単層林の確実な再生林の確保について、記載内容を追加しました。	-	人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。
12	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項	2	造林	37	(1)人工造林 ウ 人工造林の標準的な植栽方法 (イ) 植付方法 記載内容の修正	修正しました。	気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件等及び既往の植栽方法等を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。	気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他自然条件等及び既往の植栽方法等を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後
13	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項 2 造林	38	(1)人工造林 ウ 人工造林の標準的な植栽方法 記載内容に対する意見(コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める旨の記載の追加)	原案のままとさせていただきます。 民有林における伐採と造林の一貫システムについての生産性については、検証を進めているところであり、導入を推進するまでの根拠を明確に示せないため、引き続き検証を進めた上で、計画に反映させていきたいと考えています。	(ア) 地持方法 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。 (イ) 植付方法 気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他自然条件等及び既往の植栽方法等を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。なお、近年のニホンジカ等による食害により更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、植栽する場合には獣害防除対策も併せて検討することとします。	
14	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項 2 造林	41	(2)天然更新 【表3-9】天然更新の完了判定基準表 更新を判定する時期は、伐採跡地の天然更新をすべき期間と同じか。	修正しました。	更新を判定する時期 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。	更新を判定する時期 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。
15	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項 2 造林	43	(3)植栽によらなければ的確な更新が困難な森林 記載内容の修正	修正しました。	人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。	人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、当該森林及び近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。
16	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項 3 保育及び間伐	45	(2) 間伐の標準的な方法 【表3-11】 間伐率 記載内容に対する意見(表現の適正化)	意見に基づき【表3-11】から【3-14】まで記載を追加しました。	間伐率(%)	間伐率(本数)(%)
17	II 計画事項	第3 森林の整備に関する事項 4 林道等路網の整備	49	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 記載内容に対する意見(記述の追加) 「自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする」を追加してはどうか。	原案のままとさせていただきます。 「長野県林内路網整備指針」に左記同様の内容が記載されていることによります。	長野県の林道等路網の整備は、全国森林計画に即しつつ、『長野県林内路網整備指針(平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編)』に準拠し推進します。	

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項 目		頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後
18	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	1 森林の土地の保全	64 (2)樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区【市町村別一覧表】計(木曾地事)記載内容の修正	修正しました。	面積計 25732.34 ha	面積計 36303.59 ha
19	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	2 保安施設	65 (2)保安施設地区の指定記載内容の修正	修正しました。	(2)保安施設地区	(2)保安施設地区の指定
20	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	2 保安施設	65 (3)治山事業の実施記載内容の修正	修正しました。	(3)治山事業	(3)治山事業の実施
21	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	2 保安施設	65 (4)特定保安林の整備記載内容の修正	修正しました。	気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。	気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
22	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	3 鳥獣害の防止	66 (1)鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針ア 区域の設定の基準記載内容の修正	修正しました。	ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(クマ等)についても対象とすることができる。	ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項目	頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後
23	II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項	3	鳥獣害の防止 (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ア 区域の設定の基準 記載内容に対する意見(記述の追加) 区域の見直しや国有林等との調整も関係することから、留意して区域を定める旨を追加してはどうか。	意見に基づき修正しました。	・ 区域設定の対象とする鳥獣……対象とすることができる。 ・ 区域の設定は、……、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 ・ 区域は……重複して設定することができる。	<u>区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとする。</u> ・ 区域設定の対象とする鳥獣……対象とすることができる。 ・ 区域の設定は、……、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 ・ 区域は……重複して設定することができる。
24	II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項	3	鳥獣害の防止 (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針 記載内容に対する意見(記述の追加) 被害状況の確認や関係機関との連携について記述を追加してはどうか。	意見に基づき修正しました。 対策として、「忌避剤の散布、塗布」を追加しました。	森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。 ・ 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 ・ 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 ・ わな、銃器による捕獲	森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。 ・ 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 ・ 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 ・ わな、銃器による捕獲 その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。
25	II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項	3	鳥獣害の防止 (2) その他 記載内容に対する意見(記述の追加) 実施状況及び効果の確認は、市町村の状況に応じ、会議等での情報交換をはじめ、様々な方法により行うよう、記載内容を検討してはどうか。	意見に基づき修正しました。	鳥獣害の防止対策の実施状況の確認は、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により行う。	鳥獣害の防止対策の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。
26	II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項	4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	(2) 鳥獣害対策(3に掲げる事項を除く) 記載内容の修正	修正しました。	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く) (2) 鳥獣害対策(3に掲げる事項を除く)

木曾谷地域森林計画書修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	意見の反映	公告・縦覧	公告・縦覧後
27	II 計画事項	第4 森林の保全に関する事項	4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護 (2) 鳥獣害対策の方針(3)に掲げる事項を除く 記載内容に対する意見(記述の追加) 鳥獣害防止森林区域以外における森林被害についての必要な対策の記載と表への「ニホンジカ」の項目追加を検討してはどうかか。	意見に基づき修正しました。 表に「ニホンジカ」を追加しました。	第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。	対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。 (表) ・種名 ニホンジカ ・対象個体群 その他 ・現状 生息密度は比較的低く分布がまばら。 ・対策 ①管理捕獲や狩猟の推進 ②防護柵等の設置による被害の未然防止
28	II 計画事項	第6 間伐面積	2	間伐面積 (表) 間伐面積・総数 記載内容に対する意見(計画量) 県の間伐特措法の基本方針の目標面積と整合を図るよう検討してはどうかか。	意見に基づき修正しました。	間伐面積 11,000ha	間伐面積 11,900ha
29	II 計画事項	第6 計画量等	4	林道の開設及び拡張に関する計画 ウ 路網計画 拡張(改良)路線別表 大桑村 記載内容の修正	修正しました。	大桑村 神戸沢除木戸_1 50 大桑村 計36箇所	大桑村 神戸沢除木戸(1) 50 大桑村 計37箇所

中部山岳地域森林計画変更計画書(案)修正箇所一覧表

番号	項目	頁	訂正前	訂正後
1	Ⅱ－第4－3－(1) ア 区域の設定の基準	83	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(クマ等)についても対象とすることができる。	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。
2		83	<ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。 	<p><u>区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。
3		83	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 わな、銃器による捕獲 	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 <u>忌避剤の散布、塗布</u> わな、銃器による捕獲 <p>その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</p>
4	Ⅱ－第4－3－(2) その他	83	鳥獣害の防止の実施状況の確認は、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により行う。	鳥獣害の防止の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。
5	Ⅱ－第4－4－(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	84	(2) <u>鳥獣による森林等の被害対策</u> (3に掲げる事項を除く)	(2) <u>鳥獣害対策の方針</u> (3に掲げる事項を除く)
6		84	第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。	<u>対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。</u>
7	2 間伐面積	87	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 23,000ha</p>	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 24,100ha</p> <p>前半 12,800ha</p>

千曲川下流地域森林計画変更計画書(案)修正箇所一覧表

番号	項目	頁	訂正前	訂正後
1	Ⅱ－第4－3－(1) ア 区域の設定の基準	83	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(クマ等)についても対象とすることができる。	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。
2		83	<ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。 	<p><u>区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。
3		83	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 わな、銃器による捕獲 	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 <u>忌避剤の散布、塗布</u> わな、銃器による捕獲 <p><u>その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</u></p>
4	Ⅱ－第4－3－(2) その他	83	鳥獣害の防止の実施状況の確認は、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により行う。	鳥獣害の防止の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。
5	Ⅱ－第4－4－(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	84	(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	(2)鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)
6		84	第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。	<u>対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。</u>
7	2 間伐面積	89	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 21,700ha</p>	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 24,000ha</p> <p>前半 12,400ha</p>
8	4 工 路網計画 拡張(改良)路線別表	94	長野市 延長計 16,560 m	長野市 延長計 16,660 m

千曲川上流地域森林計画変更計画書(案)修正箇所一覧表

番号	項目	頁	訂正前	訂正後
1	Ⅱ－第4－3－(1) ア 区域の設定の基準	83	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(クマ等)についても対象とすることができる。	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。
2		83	<ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。 	<p><u>区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣……………対象とすることができる。 区域の設定は、……………、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は……………重複して設定することができる。
3		83	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 わな、銃器による捕獲 	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 <u>忌避剤の散布、塗布</u> わな、銃器による捕獲 <p><u>その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</u></p>
4	Ⅱ－第4－3－(2) その他	83	鳥獣害の防止の実施状況の確認は、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により行う。	鳥獣害の防止の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。
5	Ⅱ－第4－4－(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	84	(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	(2)鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)
6		84	第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。	<u>対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。</u>
7	2 間伐面積	85	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 23.800ha</p>	<p>2 間伐面積</p> <p>区分 間伐面積</p> <p>総数 35.850ha</p> <p>前半 20.400ha</p>
8				

伊那谷地域森林計画変更計画書(案)修正箇所一覧表

番号	項目	頁	訂正前	訂正後
1	第1 計画の対象とする森林の区域	27	備考 計画区総数 増 234 ha	備考 計画区総数 増 326 ha
2	Ⅱ-第4-3-(1) ア 区域の設定の基準	83	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(クマ等)についても対象とすることができる。	・・・ただし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とすることができる。
3		83	<ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣・・・・・・・・・・対象とすることができる。 区域の設定は、・・・・・・・・・・、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は・・・・・・・・・・重複して設定することができる。 	<p>区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域設定の対象とする鳥獣・・・・・・・・・・対象とすることができる。 区域の設定は、・・・・・・・・・・、森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。 区域は・・・・・・・・・・重複して設定することができる。
4		83	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 わな、銃器による捕獲 	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等による現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣被害対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵(パッチディフェンスを含む。)の設置または維持管理 幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 忌避剤の散布、塗布 わな、銃器による捕獲 <p>その際は、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</p>
5	Ⅱ-第4-3-(2) その他	83	鳥獣害の防止の実施状況の確認は、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により行う。	鳥獣害の防止の実施状況やその効果の確認は、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。
6	Ⅱ-第4-4-(2) 鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	84	(2)鳥獣による森林等の被害対策(3に掲げる事項を除く)	(2)鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)
7		84	第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。	対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。
8	2 間伐面積	78	<p>2 間伐面積</p> <p>区分</p> <p>間伐面積</p> <p>総数 57,100ha</p>	<p>2 間伐面積</p> <p>区分</p> <p>間伐面積</p> <p>総数 62,800ha</p> <p>前半 31,600ha</p>